

5 移動支援

★印の事業は、塩尻市ホームページから申請書をダウンロードできます。

(1) 移動支援事業 ★

在宅の障がい児・者の外出を支援するため、ヘルパーが付き添うなどの移動支援が受けられます。（ただし、通学、通所、通勤など恒常的な利用はできません。）

対象となる方は、障害者手帳、医師の診断書又は特定疾患医療受給者証等で確認させていただきます。

利用希望の方は、担当窓口に利用登録申請をして、事業所等と契約をして利用することになります。

◆対象者　　外出などの移動に際し、支援が必要な身体障がい者、知的障がい者
精神障がい者、難病の方、障がい児

◆自己負担　食費等の実費は、自己負担となります。

◆窓口　　福祉支援課 障がい福祉係（内線：2115・2116）
(FAX:0263-52-7732)

(2) 通所・通園・通院等推進事業

心身障害者施設等へ通所、通園する世帯及び人工透析治療のために通院する方に對して交通費を助成します。

◆対象経費　ア 自家用車又は公共交通機関を利用して、障害児通園施設等へ
通所、通園するために必要な経費のうち、1か月 2,000 円を
超える額

イ 自家用車又は公共交通機関を利用して、人工透析治療のため病院
等へ通院するために必要な経費

ウ 県内の心身障がい児・者施設入所者の保護者が帰省、面会時に
利用する有料道路の通行料金

◆助成内容　対象経費の1／2以内（イは6万円、ウは4万円が上限）

◆窓口　　福祉支援課 障がい福祉係（内線：2115・2116）
(FAX:0263-52-7732)

(3) 福祉自動車・介護用車いすの貸出

次の要件に該当する方に、車いすに乗ったまま、自動車後部に乗車できる自動車と介護用車いすを貸し出しています。

◆対象要件　　・市内に在住又は家族が在住
　　・車いすでの介助を要し、自力での外出が困難な方

◆利用方法　　予約及び申請が必要になります。

◆窓口　　塩尻市社会福祉協議会 地域福祉推進センター
(内線：2212・2213 直通電話：0263-52-2795)

(4) タクシー利用料金助成事業 ★

自動車税、軽自動車税の減免を受けていない世帯で、次の要件に該当する方は、タクシー利用料金助成制度を利用できます。（要件のうち、いずれか1つに該当していれば申請できます。）

- ◆要　　件
 - ① 身体障害者手帳1、2級をお持ちの方であって、下肢、体幹機能障がい若しくは視覚障がいの方（個別等級）
 - ② 療育手帳をお持ちの方
 - ③ 上記以外の身体障害者手帳1、2級（総合等級）又は精神障害者保健福祉手帳1、2級に該当し、世帯に自家用車をお持ちでない方（民生委員等による証明（署名）が必要になります。）
 - ④ 重度心身障害者
- ◆内　　容
 - (1) 通常タクシー（要件①～③に該当する方）
500円分の助成券を年間最大30枚交付
 - (2) 寝台タクシー（要件④に該当する方）
1回あたりの乗車運賃の半額（上限8,000円）を年間最大24回まで償還払いにより支給（支給には寝台タクシー利用前の事前申請が必要です）
※年度途中に申請があった場合は、申請月以降の該当枚数を交付又は回数分を支給します。
- ◆利用範囲 通常タクシー助成券を利用できるタクシー会社（次の市内業者のみ）
美勢タクシー（株）・アルピコタクシー（株）塩尻営業所・平成交通（有）
※寝台タクシーは、市内・市外の業者を問わずにご利用いただけます。
- ◆申請方法 障害者手帳、印鑑をお持ちください。
- ◆窓　　口 福祉支援課 障がい福祉係（内線：2115・2116）
(FAX:0263-52-7732)

(5) タクシー運賃の割引

障害者手帳をお持ちの方は、タクシー運賃の割引があります。ただし、迎車回送料金、高速料金、駐車料金は対象外です。

- ◆対象者 療育手帳をお持ちの方
身体障害者手帳をお持ちの方
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（一部事業者のみ）
- ◆割引率 1割
- ◆適用範囲 長野県内（県外については、乗車時にご確認ください。）
- ◆利用方法 乗車時に、運転手へ手帳を必ず提示し、適用になるか確認してご乗車ください。

(6) 鉄道運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、鉄道運賃の割引があります。JR の割引率等は、次のとおりです。

	第1種	第1種・第2種	
	介護者と乗車 単独では割引なし	片道100kmを超えて 単独で乗車	12歳未満の方が 介護者と乗車
普通乗車券	本人介護者とも 5割引	5割引	
定期乗車券	//		介護者のみ5割引
普通回数乗車券・急行券	//		

- ◆利用方法 手帳を提示して駅の窓口で購入してください。
- ◆その他 第1種、第2種の区分は手帳に記載されています。
※身体障害者は、第1種がおおむね重度の方、第2種が中・軽度の方
※知的障がい者は、第1種がA1・A2、第2種がB1・B2の方
※精神障害者は、第1種が1級、第2種が2・3級の方
- ◆窓口 JR各駅窓口
- ◆私鉄等 JRに準じた割引制度がありますが、詳しい内容は私鉄各社へお問い合わせください。

(7) バス運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、次のとおりバス運賃の割引があります。なお、のるーと塩尻を除き、地域振興バスは対象になりません。

区分	適応範囲	割引率
普通乗車券	単独又は介護者と乗車する場合	5割引
定期乗車券	//	3割引
のるーと塩尻	//	大人のみ5割引き

- ◆適用範囲 割引対象とする障がいの種別、介護者の必要性については、各バス会社の判断によります。
各バス会社によって割引制度が異なることがありますので、詳しくはバス会社へお問い合わせください。
- ◆利用方法 乗降車時に運転手に障害者手帳を提示してください。
- ◆その他 回数券、高速バスの割引等については、利用するバス会社へお問い合わせください。

(8) 有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方で、次の要件に該当する場合には、有料道路通行料金の割引があります。

適応範囲	障害区分	自動車の範囲	割引率
自ら運転する場合	全ての身体障害者	障害者本人又はその家族等が所有する車	5割引
介護者が運転する場合	第1種身体障害者 第1種知的障害者	障害者本人、その家族等又は介護者が所有する車	

◆利用方法 市窓口で、障害者手帳に自動車登録番号等の記載を受け、利用時に料金所で手帳を提示してください。ETC利用の場合は、市窓口であらかじめ所定の手続きを行うと、割引が適用になります。詳しい割引内容は、有料道路ETC割引登録係へお問い合わせください。(045-477-1233、平日9時～17時)

- ◆注意事項
- ・日本高速道路(株)、道路公社、自治体が管理する高速道路及び一般有料道路以外では割引対象とならない場合がありますので、料金所等でご確認ください。
 - ・ETC無線通行を希望する場合は、障害者手帳に記載されている自動車登録番号の車両以外は適用になりません。
 - ・介護者が運転する場合は、自動車登録番号等の記載がある「道路介護」のシールを障害者手帳に貼付することが必要になります。(第1種の手帳をお持ちの方のみ)
 - ・有効期限がありますので、その都度更新の手続きが必要となります。
 - ・ETC利用の場合、ETC割引と障害者による割引は、重複して受けることができません。割引後の料金を比較して安いほうの料金が適用されます。
 - ・営業車は対象となりません。

◆実施主体 日本高速道路(株)等高速道路等の管理者

◆受付窓口 福祉支援課 障がい福祉係(内線:2115・2116・2123)
(FAX:0263-52-7732)

◆申請手続 窓口に申請書があります。障害者手帳、車検証、運転免許証(本人運転の場合)をお持ちください。

※ETCご利用の場合は、上記に加えてETCカード(本人名義)、ETC車載器セットアップ申込書・証明書等をお持ちください。

(9) 国内線航空運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と当該手帳所持者の介護者（1名まで）の方は、定期航空路線の国内線航空運賃の割引があります。

◆航空会社　　日本航空(株)、日本トランസオーシｬン航空(株)、日本エアコミューター(株)、琉球エアーコミューター(株)、(株)ジェイエア、(株)北海道エアシステム、全日本空輸(株)、ANA ウィングス(株)、スカイマーク(株)、(株)AIRDO、(株)ソラシドエア、(株)スターフライヤー、(株)フジドリームエアラインズ、新中央航空(株)、アイベックスエアラインズ(株)、東邦航空(株)、オリエンタルエアブリッジ(株)、天草エアライン(株)

※各航空会社により割引対象となる方や割引率は異なりますので、

詳しくはそれぞれの航空会社にお問い合わせください。

◆利用方法　　航空券を購入する際に、各航空会社へ障害者手帳を提示してください。

(10) 信州パーキング・パーミット制度

障害者手帳の交付を受けている方で、一定の要件を満たしている場合は、公共施設や店舗など障がい者等用駐車区画に駐車するための利用証が交付されます。

◆対象者　　身体障害者 1～6級(等級程度により要件が定められています。)

知的障害者 A1・A2

精神障害者 1級

◆受付窓口　　福祉支援課 障がい福祉係（内線：2115・2116）

(FAX:0263-52-7732)

(11) 駐車禁止規制の適用除外

障害者手帳の交付を受けている方で、一定の要件を満たしている場合は、駐車標識の規制から除外される標章が交付されます。

◆対象者　　身体障害者 1～4級(等級程度により要件が定められています。)

知的障害者 A1

精神障害者 1級

◆受付窓口　　塩尻警察署（電話：0263-54-0110）